

第十九回 参議院厚生委員會會議錄第二十二号

昭和二十九年四月一日(大曜日)午前十五時四十分開会

委員の異動  
三月三十一日委員湯山勇君辞任につき、その補欠として安部キミ子君を議長において指名した。  
本日委員竹中勝男君辞任につき、その補欠として湯山勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君  
理事 大谷 繁潤君  
常岡 一郎君  
藤原 道子君

委員 高野 一夫君  
谷口 三郎君  
中山 壽彦君  
西岡 ハル君  
横山 フク君  
廣瀬 久忠君  
安部 キミ子君  
湯山 勇君  
有馬 英二君

衆議院議員

高橋 等君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員

厚生省事務局局長 高田 正巳君

事務局側

常任委員 草間 弘司君  
会専門員

常任委員 多田 仁巳君  
会専門員  
厚生省援護局長 田辺 繁雄君

説明員

本日の會議に付した事件  
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○あへん法案(内閣提出、衆議院送付)  
○らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) それでは只今より厚生委員會を開会いたします。  
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、あへん法案、らい予防法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。提案理由の説明を願います。

○國務大臣(草葉隆圓君) 只今議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の提案理由について御説明申し上げます。  
戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和二十七年四月、その成立以来各方面の御協力の下に今日に至るまで約百九十三万三千件の裁定をいたしているのであります。

すでに御承知の通り、遺族援護法におきましては、援護の対象となつております遺族は、戦没者が公務上生じた傷病によつて死亡したものに限られてゐるのであります。尤もこの死亡原因の認定につきましては、太平洋戦争の戦況等に鑑み、極力実情に即するようにいたしてはおりますが、多数の戦没者

の中には、なお、公務によるものであると認定できないものも少なくなく、すでに約一万九千件がこの故を以て却下され、又現在審査中のもの約六万五千件の中にも同様の理由で却下されるものが相当あることが想定されるのであります。併しなから、このように却下された事案でありまして死没した軍人は、当時兵役の義務を果すため、軍隊の勤務に服し、且つ、厳格な軍紀の下において生活行動が規制せられていた等の軍人たる勤務の特殊性を思いいますとき、その死亡の原因は、軍人の勤務と密接な関連性を有していたものと言ふべきであります。然るに、死亡の原因が公務に起因すると認定されたときは、遺族援護法、恩給法によつて、遺族年金、公務扶助料及び弔慰金が支給されるに反し、公務に起因しないと認定された場合は、これらの法律その他の諸立法において何らの処遇がなされないという不均衡が生じているのであります。よつて、これを是正するた

めに、太平洋戦争に関する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかつて死亡した場合においては、従来の弔慰金の支給対象とならない場合であつても、弔慰金を支給することにした次第であります。これが今回の改正の第一であります。なお、軍人が支那事變に關する勤務に關連して受傷罹病し、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡し、又は終戦後、即ち昭和二十年九月二日以後において死亡が判明した場合においても、同様に、弔慰

金を支給することにしたしました。この弔慰金は、死亡した者一人につき五万円を支給するものであります。従来の弔慰金におけると同様に國債で交付することにいたしてあります。その支給を受ける者の数は、約七万五千人と推定をいたしてあります。  
次に第二に、恩給法においては、すでに旧軍人に対し、第七項の増加恩給又は旧第一款から旧第四款までの傷病年金を支給することになつてゐるのであります。が、旧傷病軍人に対するこれらの措置に依り、本法において第一款から第三款までの不具廢疾の状態にある旧軍人に対しては、障害年金を支給する措置をとつたのであります。但し、これらの款項にある者に障害年金を支給するのは、結核性疾患等におけるごく症状の不安定な状態にあるものに限ることとしたし、その他の者、即ち症状が完全に固定してゐる者に対しては、障害年金を支給しないのであります。

以上が今次改正の概要であります。が、そのほか、これらの措置に伴ひまして所要の調整を行なつてゐる次第であります。

以上提案理由について御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重に御審議の上速かに御可決あらんことを切望する次第であります。

次にあへん法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

あへんは、国民医療上必要不可欠な麻薬の原料として、極めて貴重なものであることは、申すまでもないところであります。

このあへんの供給につきましては、國がその適正な調整を図つて来たのであります。が、あへんの国内保有量は逐次減少いたしまして、今後、國が輸入の方途を講ずると共に、終戦直後禁止されたけしの栽培をこの際復活する必要が生じたのであります。又一方我が國は、一九五三年六月ニューヨークにおいて調印いたしました条約、即ち、けしの栽培並びにあへんの生産、國際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に關する議定書の要請に基づきまして、あへんの輸入、輸出、一買取及び売渡の権能を國に專屬せしめる義務も生ずることと相成りますので、これらの諸情勢に即して國民医療の万全を期するために、このたび、あへん法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の概要について御説明申し上げます。  
第一に、けしの栽培についてであります。が、あへんの生産計画及び取締上の観点から栽培区域並びに栽培面積を指定し、その範圍内におきまして、適正にして栽培経営能力等を有する者に栽培許可を与え、あへんの生産をさせることとしたしてあります。又、けし栽培の経営につきましては、遺憾なきを期するため、特に、けし耕作者に對し、播種前における取納價格の公

告、モルヒネ鑑定前の概算払及び災害補償等の制度を設けております。

なお、學術研究のため、特に、けしの栽培、あへんの採取等を希望する者のために研究栽培者の制度も併せて考慮いたしております。

第二に、あへんの収納及び売渡について申し上げます。国は、けし耕作者等の生産したあへんをすべて収納いたしますが、その収納価格は、あへんの生産事情、輸入価格及びその他の経済事情等を考慮して適正な価格を定めることにいたしております。又収納いたしましたあへんは、輸入したあへんと共に国が保有し、国内需給事情に即して適正な数量を麻薬製造業者に売り渡し、以て医療用麻薬の適正な生産を期しております。

第三に、取締について申し上げます。あへんは前述のごとく、医療上不可欠の麻薬の原料であります。その反面、恐るべき有害作用がありますので、従来麻薬取締法に基きまして種々の取締を行なつて来たのであります。このあへん法案におきまして、麻薬取締法に則り、同様の取締をすることにいたしております。特に、けしの栽培の復活に伴いまして、けしの栽培、あへん、けしがら等の取扱に關し、新たな取締が必要となつて参りますので、取締規定を整備いたしますと共に、あへん監視員の制度を設けて、取締上遺憾なきを期しております。

以上が、この法律案の大要であります。あへんに關しましては、既に明治十一年薬用阿片充實並製造規則の制定以来、けし栽培を許可しあへんの生産をさせると共に、国はあへんについて専売を行なつて来たのであります。

更に、明治三十年には、この規則を整備いたしまして阿片法を制定し、爾來昭和二十三年に至るまで、施行して来たものではあります。昭和二十年、連合軍總司令部の覚書によつて、けしの栽培は禁止され、あへんは凍結され、阿片法は事実上死文化しました。昭和二十三年麻薬取締法の制定を契機として廃止されて今日に及んでおるのであります。従いまして、今日冒頭に申し述べました通りの事情が生じておりますので何とぞ右の事情御了察の上、慎重御審議の上速かに可決せられんことを切望する次第であります。

次に只今提案されたらいい予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の第一点は、国立療養所の入所患者の家族であつて生計困難のものに對し、新たに、都道府県知事が、らい予防法に基き、所要の生活援護を行ひ得ることとしたこととあります。患者家族は、生計が困難となりまして患者に關する秘密漏洩の危険等があつて、現行制度による生活援護措置を円滑に受け得ないらみがありますので、これらの者をして安んじて所要の生活援護を受けしめると共に、これによつて入所患者に對しても安んじて療養に専念させるよう、本改正を行はうとするものであります。

本改正の第二点は、らいの予防及び治療に關する研究を司さる厚生省の附屬機關として、国立らい研究所を設置することとあります。將來この研究所の研究の成果により、らい予防事業が効果的に行われ、更に患者の適切な治療の途が開けて行くことを期するものであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されまうように御願いたします。

○委員長(上條愛一) 次に戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に對する政府委員の詳細な御説明をお願いいたします。

○説明員(田辺繁雄) 改正案の条文につきまして逐条御説明申し上げます。

先ず第一は、第五條の改正でございます。第五條は本法に規定されている援護の種類が列挙されているのであります。これに障害一時金を支給するようになつたので、それをこの条文の中に加えたわけでございます。

第六條は、障害一時金の支給も、他の援護と同じに請求者の請求に基いて行ふということにいたしましたのでございます。

第七條の改正は、恩給法の第一款症から第三款症までの旧傷病軍人に對し、障害年金又は障害一時金を支給し得る途を開いた規定でございます。この場合年金は結核性疾患など治癒しないものに支給する一時金は外科的疾患による症状、即ち著しい症状が全く固定した場合に支給されるということにいたしましたのでございます。

第七條の但書に「不具療疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該當するときは」と申しますのは、外科的疾患でありまして、それが完全に治癒した場合に一時金を支給すること、この規定でございます。この建前は今回改正せられようとしております厚生年金法における障害年金及び障害手当金の制度と軌を一にいたしておるのでございます。第二項は障害一時金についても事後重症の規定の適用を受け

させることにいたします。又第三項は、障害一時金も障害年金と同じように戦時災害によつて生じた場合にいたしたのでございます。なお恩給法の場合におきましては、第一款症から第五款症までを対象としたしておりますが、本法におきましては、援護法という性格から鑑みまして、極めて軽度の障害、即ち第四款症、第五款症につきましては法律の対象から除いたのでございまして、その点は遺族の場合に稼働能力ありと考えられる六十歳未満の者に對して年金を支給しないと同じ考え方に基づいておるのでございます。

第九條は、従来本條の第二項において、有期の障害年金を受けている者が、期限の到来前六カ月前までに傷病が回復しないときは、引続き相當の年金を支給することになつておるわけでありまして、この制度は今後も引継がれるのであります。なお、有期の障害年金受給者について、その症状が固定し且つその程度が第一款症以下になつたときは年金を打ち切ることになりますので、本条はそういう趣旨に改めたのでございます。

第十一條は、障害一時金についても障害が重大な過失によつて生じた場合、或いは国籍を喪失した者については支給されないことになつております。すなわち、障害一時金の場合にもこれと同様の措置をとつたのでございます。

第十二條は、未復業者給付法、留守家族等援護法により一時金を受けたものは、更に本法による障害年金又は障害一時金を受ける場合には、その間適當な調整を行ふという条文でございます。

第十四條は、症状が第四款症以下になつたときは障害年金は打ち切られることとなります。が、第六項症から第一款症になり、且つ治癒したときにも同じく年金の支給は打ち切られるのであります。この際には新たに一時金を支給されることはないものであります。これは恩給の場合或いは船員保険或いは厚生年金の場合も全く同様な取扱と相成つております。それと歩調を合せた次第でございます。

第十六條は、障害一時金の受給者が受給前に死亡した場合において相続人がこれを引継ぐという規定でございます。

第二十三條は、障害年金受給者が公務上障害の原因となつた傷病以外の原因で死亡した場合におきましては、六割の遺族年金がその遺族に支給されておつたのでございます。が、今回追加されます第一款症から第三款症までの年金受給者が死亡した場合におきましては、それが普通の病氣、その年金一時金の原因となつておる傷病以外の傷病によつて死亡した場合におきましては、遺族年金に低下させる必要がないと考えまして、新らしく拡大された障害年金につきましては、従前のような措置はとらなかつたのでございます。これも恩給法の場合と同じように歩調を合せておるのでございます。以上が障害年金及び一時金に關する規定の改正でございます。

受傷罹病した場合においても、死亡した時期が十六年十二月八日以後である場合におきましては、五万円の弔慰金を支給するようにいたしたいというのがその眼目でございます。

第二項は、いわゆる非公務死亡でございます。軍人及び準軍人が支那事変以降、事変又は戦争に関する勤務に關連して傷病を受け、昭和十六年十二月八日以後死亡したとき、又は終戦後その死亡が判明したときは、その遺族に弔慰金を支給するという根拠規定でございます。非公務死亡の対象を軍人及び準軍人に限りました理由は、周知のごとく軍人は過去におきまして憲法上特別の地位があつたのでございまして、憲法上の権利義務に關する規定も、陸海軍の法令又は規律に概ねない限り軍人に準用するということになつておりまして、極めてその権利は制限されております。且つ又いわゆる兵役の義務として国家との間において特殊な勤務内容を強制的に設定されておつた關係もありまして、その勤務及び身分の特殊性というのを考慮いたしまして、さういふ措置をとつた次第でございます。戦争又は事変に關する勤務と申しますのは、その受傷罹病の場所が戦地である内地であるを問わないのでございまして。但し陸軍省、海軍省、或いは軍需省等、いわゆる官衙に勤務しておつた者等、勤務の態様が他の文官と比べて變つていないものにつきます。この政令によつて除外いたす方針でございます。勤務に關連する負傷、又は疾病と申しますのは、当該勤務が誘因となつて発生した負傷又は疾病を言うのであります。又、負傷又は疾病がその勤務によつてその程度が増悪して死亡した場合におきましても、勤務に關連する負傷又は疾病により死亡したものと考えべきであると思つております。恩給法におきましては「公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ」と規定されております。又本法におきましては、「公務上負傷し、又は疾病にかかり」と規定されておりますが、この公務遂行と傷病との間にいわゆる相当因果關係、つまり当該公務遂行の狀態と同様の狀態であつたならば、一般に当該傷病になつたであろうと考えられる場合を言うのでございまして、この「關連する」といふ言葉はそれよりもつと広いのでございまして、先ほど申し上げたやうな、それが誘因となつて発生した傷病というふうに考へておりますので、結局には故意又は重大な過失による傷病以外のものは、大部分のものがこの条文の対象になるものと考へておりますが、なお本条の適用を受けま

する者は、死亡が在職期間内において発生した、或いは在職期間經過後、つまり復員後一定期間を経過した場合にのみ限定いたしましたのでございまして。死亡の時期を限定いたしましたのは、いわゆる非公務死亡は勤務と傷病との關連の推定が極めて困難でございまして、在職期間後一定の短期間に死亡した場合でないといふ實際の狀態を考慮いたしまして、さういふ措置をとつたのでございまして、その期限は一般には一年でございまして、結核性疾患等の場合を考慮いたしまして、特定の疾病につきましては三年に延長いたしたのでございまして。過去においていろ

いろの死亡賜金等が支給せられておりますが、これは受傷罹病をしたときから三年というふうに相成つております。今回は在職期間内、つまり軍隊におる間に死亡した場合におきましては、三年を過ぎましようともすべて弔慰金を支給するようにする。退職したあと、つまり在郷死、つまり自分の家に歸つてから死亡した場合におきましては、實際の狀態を考慮し、一年乃至三年という限定をいたした次第でございます。

三十七条は、いわゆる非公務死に關する弔慰金の金額を五万円とするための改正でございます。

三十八条は、非公務死の場合におきましても重大な過失によつて生じた死亡に對しましては適用しないという規定でございます。

三十八条の二の改正はこれは三十四条の改正に伴う条文の整理でございます。

第四十条の第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項の改正は、これは不服の申立に關する規定、年金、弔慰金の時効の規定、年金、弔慰金の譲渡、担保の禁止の規定、年金、弔慰金等の差押禁止の規定、年金、弔慰金の非課税の規定、年金等の支払事務を郵政大臣の所管とした規定にそれぞれ障害一時金を加えた改正でございます。

次に附則でございますが、この法律は四月一日から施行されることになるのでございまして。但し三十四条の改正規定及び弔慰金支給の根拠規定及び三十八条の重過失によつて生じた場合には支給しないという規定は、昭和二十七年の四月一日に遡つて適用するよう

にいたしましたのでございます。従つて弔慰金を受ける権利は二十七年の四月一日に遡つて発生したと同じように取扱われますので、遺族の順位はその日に於いて確定いたすわけでございまして。

第二項は障害一時金を受ける権利は軍人に対しては発生せしめないといふ措置をとつております。軍人につきましてはすでにさういふ措置をとつております。軍人につきましては、すべて恩給法によつて措置いたされますので、障害年金につきましても、すでにさういふ措置をとつております。障害一時金につきましても同様の措置をとつたわけでございまして。

第三項は、今回の改正によつて新たに支給される障害年金及び障害一時金を本年四月一日から権利を発生せしめなければなりませんので、従来の条文に所要の読み替への措置を講じたわけでございまして。

第四項は、障害一時金は元來權利發生の際全部とりまとめたもので支払うのが常態でございますが、本年度におきましては本年中に裁定のあつたものにつきましては明年の一月及び四月の二期にわけて支給いたします。それから明年の三月の末までに裁定のあつた分につきましては、来年の四月に支給いたします。来年の四月一日以降に裁定のあつた分はこれは當然来年以降の裁定の都度支払われることにいたしましたのでございまして。今年中に裁定のあつたものにつきましては、来年の一月と四月に分けて支払うわけでございまして、本年度におきましては總額の三分の一、来年の四月におきましては三分の二を支払うことにいたしてござい

ます。大体以上が改正の概要でございます。又御質問に應じまして順次御説明を申上げるようにいたしたいと思ひます。一応これで説明を終らして頂きます。

○委員長(上條愛一君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について衆議院における修正の要点を衆議院議員の高橋等君から御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(高橋等君) 只今政府委員から説明のありました政府提案の法案に對しまして衆議院としまして一点だけ修正いたしたのでございます。その修正の条文は只今お手許へ配布してありますもの小さな活字で刷つてあるところが直つておるのでござい

ますが、非常にたくさんこれは直つた場所があるようでございまして、実は極めて簡単なものでございまして、即ち昨年八月一日にこの恩給法の一部改正が通過をし、衆議院で成立をいたしました。その結果従來援護法で、恩給法が改正にならざりせば援護法の適用を受くべかりし人々が、援護法の適用から恩給法の適用からも除外される人ができるという実態は矛盾がきつたのでございまして。と言いますのは軍人の遺族に對しますものは全部公務扶助料として恩給のほうへ援護法から移されました。ところが恩給法は御存じのやうにその死亡の時期におきまして民法の適用が或る場合は旧法であり、或る場合は新民法である。こういふことになりまして。従いまして例えて申上げますと、旧民法時代に分家をいたしておる人が、子供が死亡をするというやうなことが起りました場合には、その親は恩給を受ける資格はないのであり

ます。ところが昨年の八月一日までの間にその分家をした子供が親が満六十歳に達しておつて、すでに援護法によりまして遺族年金を受けておるといふ権利が発生をいたしており、これは援護法で引続ぎ年金を出すというところに権利が確定をいたしておる。ところがそれまで六十歳に八月一日までになつておらない親が相当あるのでありまして、現に昨年の恩給法が改正になつてから本日に至るまで、大体推定二千九百人の人がその後六十歳に到達をいたしてあります。これから六十歳になる人が出て来るのでありますが、その人々は恩給法が若しなれば援護法で六十になつたときに年金が受取れるのでありますけれども、今申し上げますように軍人恩給が全部恩給法へ移管されてしまつたものでありますから、援護法上も権利がなくなるし、恩給法でも権利がなくなる。こういうことが起つて参りましたので、それから、それらの人々に、まあ元来から申しますれば恩給法の新法旧法の適用の問題を根本的に解決せにやいかん点もあるのではありませんが、差当つてこのさういふことをやつておると又時間がかかるし、

今国会の間にも合いませんから、本国会に提案になつてゐる援護法で一応権利を確定させて置くというところ、そのした場合の人々が将来その資格を得ました場合、即ち例へば六十歳になつた場合は援護法上の権利があるのだというところ、これは規定をいたしておる修正案でございまして、即ち権利を持つことができる、まあ期待権といひますか、そんなものがあつた人がこれを失つたものを一応この際救済をする修正をしようということで、この一点だけの修正をいたしたのがこの修正でございます。

それで新旧対照表をお配りしてありますが、条文の細かい御説明はどうかと思つておられますけれども、一応概略的に申上げてみますと、これは全部附則の修正でございます。援護法の附則の修正で、この1というところの上がもとをやつて下が新しいのであります。横線が引いてありますのが今申しました修正に関する事項で、昨年の八月一日からこれを施行するのだというところに書いてあるわけでありまして、それからその次の附則の十二というものが、この改正案の实体でございまして、これには、この法律の施行の際に、遺族年金の支給事由と同一の事由、即ち遺族年金の支給を受けると同じ事由を持つておつた軍人軍属の遺族で、而もその資格を有しないというところになつておるものについてはこの法律を適用し、今度年金を出すのだ、弔慰金を出すのだというところをこれは書いておるわけでありまして、

それから十四の点はこれは字句の整理に過ぎません。

それから十八のほうは、最初の旧法のほうは、この法律の施行の際だけを規定いたしておりますが、この法律の施行後の問題も規定をいたさなければならぬので、施行後のものもこれへ加えたというところであります。それで、この十八については、御存じのよう、一方で恩給を受けておる人があつた。例へば妻が恩給を受けていて、父母は援護法を受ける、こういう場合は、父母はおの／＼五千円ずつしかもらえないのだ。父母のうち第一順位者が二万六千七百円しかもらえないのだというところが書いてあります。それはこの法律施行の際にこの法律の施行後とも一緒に規定せにやいかんから書いたわけでありまして、結局この修正案の实体はこの十二項の修正が实体になつておるわけでございます。どうぞさう御承知をお願ひいたしまして、御審議をお願いしたいと思います。

○委員長(上條愛一君) 只今の衆議院における修正点について御質疑がありましたら、御質疑を願ひます。

○有馬英二君 ちよつと具体的の例をお話し頂けませんか。

○衆議院議員(高橋等君) 只今具體的の例を御説明申上げたのでありますけれども、それではもう一度申上げてみますと、今申上げたことを繰返して申上げます。恩給法が実は旧法の時代に発生したもののについては旧法の適用をいたします。旧民法の……そこで、例へば子供を分家した、さうして親がおつたところ、が子供が戦死をいたした。さうしますと、その親は旧民法によりましては恩給の受給資格がないのであります。ところが援護法は新民法の精神を基礎にして作つてあります。そこで、分家をいたしまして、同居或いは生活の關係がありますれば、年金を出すという規定になつておつたわけです。ところが八月一日になりました、去年の恩給法で軍人關係は全部恩給のほうへ持つて来て援護法から外したわけです。さうした結果、まだ援護法で受給資格のない親が、今の分家したような場合、これが恩給をもらえない、年金ももらえないというのができたわけでございます。

○委員(田辺繁雄君) 実は政府のほうとしてもさういふ事態が現実にあることは承知しております。昨年恩給が復活いたしました際に、恩給法と援護法との調整をどうするかということにつきまして一つの原則を立てまして、軍人に関する限りはすべて恩給に移行するといふ建前をとつております。但しその前にすでに権利が発生しておるものであつて、恩給に移行できないものについては、これは既得権を尊重し、実績を保障するといふ意味合におきまして従来通りそのまま持統されて行くといふ考えをとつたわけでありまして、高橋委員から申上げましたように、事例は実は立法の体系をいたしますれば、同じ目的を持つた法律、而も同一の対象に対して援護法と恩給法といふものがあるという場合に、二つにまたがつてあるといふことは、どうも立法体系としては面白くないし、立法体系としては、どうしても恩給法を改正して、恩給法のほうでやるべきケースではないか。殊に新民法を境として、それまでの間に死んだ人は戸籍が同一でなければならぬ。その後死んだ人は世帯が同一であればいいという考え方は自身もどうかと思われまして、従つて私のほうとしては当初からさういふ事例があるので、さういふことも考へて立法措置を講じて欲しいという要望はいたしております。さういふ關係で今日まで実は御承知のように、それが実現しなかつたわけでございます。事態は誠に

○委員(田辺繁雄君) 実は政府のほうとしてもさういふ事態が現実にあることは承知しております。昨年恩給が復活いたしました際に、恩給法と援護法との調整をどうするかということにつきまして一つの原則を立てまして、軍人に関する限りはすべて恩給に移行するといふ建前をとつております。但しその前にすでに権利が発生しておるものであつて、恩給に移行できないものについては、これは既得権を尊重し、実績を保障するといふ意味合におきまして従来通りそのまま持統されて行くといふ考えをとつたわけでありまして、高橋委員から申上げましたように、事例は実は立法の体系をいたしますれば、同じ目的を持つた法律、而も同一の対象に対して援護法と恩給法といふものがあるという場合に、二つにまたがつてあるといふことは、どうも立法体系としては面白くないし、立法体系としては、どうしても恩給法を改正して、恩給法のほうでやるべきケースではないか。殊に新民法を境として、それまでの間に死んだ人は戸籍が同一でなければならぬ。その後死んだ人は世帯が同一であればいいという考え方は自身もどうかと思われまして、従つて私のほうとしては当初からさういふ事例があるので、さういふことも考へて立法措置を講じて欲しいという要望はいたしております。さういふ關係で今日まで実は御承知のように、それが実現しなかつたわけでございます。事態は誠に

○委員(田辺繁雄君) 実は政府のほうとしてもさういふ事態が現実にあることは承知しております。昨年恩給が復活いたしました際に、恩給法と援護法との調整をどうするかということにつきまして一つの原則を立てまして、軍人に関する限りはすべて恩給に移行するといふ建前をとつております。但しその前にすでに権利が発生しておるものであつて、恩給に移行できないものについては、これは既得権を尊重し、実績を保障するといふ意味合におきまして従来通りそのまま持統されて行くといふ考えをとつたわけでありまして、高橋委員から申上げましたように、事例は実は立法の体系をいたしますれば、同じ目的を持つた法律、而も同一の対象に対して援護法と恩給法といふものがあるという場合に、二つにまたがつてあるといふことは、どうも立法体系としては面白くないし、立法体系としては、どうしても恩給法を改正して、恩給法のほうでやるべきケースではないか。殊に新民法を境として、それまでの間に死んだ人は戸籍が同一でなければならぬ。その後死んだ人は世帯が同一であればいいという考え方は自身もどうかと思われまして、従つて私のほうとしては当初からさういふ事例があるので、さういふことも考へて立法措置を講じて欲しいという要望はいたしております。さういふ關係で今日まで実は御承知のように、それが実現しなかつたわけでございます。事態は誠に



は現在結婚をして夫の氏を称するか、妻の氏を称するかということは当事者の自由でございまして、ですから必ずしも形式上男女平等ということにもならないのではないかと、而も同じ氏を称する場合においては、従来の家といふとおかしいのでございまして、世帯といふか、世帯といふものは同一姓を保つ場合が多いのであります。そういうものをとつてまゐる法律的方法としては氏といふものが一番いいのではないかと、お考えから、衆議院として修正になつたのではないかと、思つております。

○藤原道子君 衆議院からのちよつとお答へは待つて頂いて、田辺さんにも一回、それは審議の過程で了承してゐる。大臣にはこういう場合とこういう場合がある、今の氏の問題をつかまえて質問したのです。ところが大臣はそれはもう解決しておりますとはつきり言ひます。大臣間違つておりますよと言つたら、間違つておりませんとはつきり言明したのです。

○説明員(田辺繁雄君) ちよつと行き違ひがあつたようでございまして、大臣は恐らく恩給法が改正になつたのと撥を一にして、援護法も改正されておるから、従来父母が結婚した場合にすべて失権して不当ではないかという問題については解決してゐるというふうな申上げたのではないかと思ひ、なおよく伺つた上で……

○藤原道子君 わかりました。その問題は田辺さんに改正されたかされないかを聞いておる。大臣の弁護はしなくともいい。速記録をとつて、やがて大臣に質問しますから……

○衆議院議員(高橋等君) どうも余り細かいことになると困りますが、細かいことでも知れませんが、衆議院でもこの氏を変えた父母の問題について非公式に話が出ておるのであります。それでたゞ恩給法も援護法も氏を変えて婚姻をした父母について、婚姻によつて氏を変えた場合は権利を喪失したものであります。ところが氏だけを変えた場合は援護法におきましても権利は喪失いたしておりません。それから恩給法でも権利は喪失しておりませんが、恩給法につきましても私もよくわからなないので、例えば援護法では……

○藤原道子君 問題になつたかどうかだけ伺ひますれば……

○衆議院議員(高橋等君) 問題になつております。実はそうしたのも援護法で残し得るような考え方で、これを恩給法で失つたものをこれに入れて、非常にこれは広い改正になつておる。ただこれは御承知おきを願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 どうも有難うございしました。

○委員長(上條愛一君) それではほか御質疑があれば、衆議院の修正点に對する質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、よろしくございします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは衆議院修正点の質疑はこの程度にいたしまして、次に政府に對する御質疑がありましたら……

○湯山勇君 援護局長にお尋ねいたします。それは只今問題になつておつた

点でございしますが、十五、ですか、十六国会会において厚生委員会、只今の氏を改めた父母、祖父母に對する措置は、ただ単に話し合ひではなくて、当委員会の全会一致の要望事項であつたと思ひます。これに關して善処されたいといふことは、これはさういふふうなお考えはなかつたのであるかどうかといふこと。

○説明員(田辺繁雄君) 私その際出席いたしてございまして、湯山委員のお話をよく承つておつたわけでありまして、当時の記憶では、この問題は決議とか何とかといふものに残さずに、さういふ問題があるといふことを関係者一同よく胸に含んでおいて考えようじやないかといふことに承つておつたと思ひます。その後のこの問題はやはり頭にありまして、検討はしておるのでございしますが、先ほど申上げたように、それではこれに代るよい案があるかと申しますと、なかなかいい案がございせんので、折角国会において御修正になつた問題でもございしますし、それを覆してどうこうするといふほどのいい案もございせんので、今日に至つてゐるような状態でございします。

○湯山勇君 これは委員長報告を一度御覽頂きたいと思ひます。はつきり当委員会においては全会一致を以てこの点に關する善処を要望しておるはずでございします。そこでどういふ方法、いふ方法があるかないか、簡単な方法でございまして、父母又は祖父母が婚姻した場合においても、これを支給するといふふうにはいいだけであつて、別段むずかしい点はないと思ひます。結局はそれをやるかやらない

かにかかつておると思ひますが、これはどういふ点で問題になるわけにございしますか。若しそれをしつておるとすれば……

○説明員(田辺繁雄君) 妻が再婚した場合においては恩給法上、援護法上の権利を喪失するといふことになつております。父母の場合におきましても、それとは事情は違ひかも知れませんが、如何なる場合においても失権しないといふふうにするのも行過ぎではないかといふ配慮から衆議院からさういふ制限を加へられた。この点は私どもとして一つの根拠として考えなければならぬことで、従つて制限をするとした場合において、どういふ案があるかといふことを検討したのでございまして、一切の場合に失権しないようにしてしまふといふことにはつきましては問題があるかと思ひます。この問題は本法が恩給法の問題もございまして、いろいろな社会保険のほうの規定の關係もございまして、問題が広範囲でございしますので、全面的に實際の場合に失権しないようにしてしまふといふことも国会の御修正の趣旨に鑑みまして、私どもとしてはそこまで決断がつかかねてゐるような次第でございします。

○湯山勇君 それじや国会の意思という点を除いて考えるならば、局長はやはり父母、祖父母の場合は全部に、何と言ひますか、年金を渡すことは不当であるといふように判断されますか。

○説明員(田辺繁雄君) これは実情に即していろいろ検討してみなければならぬと思ひます。失権させるほうが妥当であるといふ場合もあらうかと思ひます。一概に全部を失権させ

ないといふことにすることは実情に即さない場合があるんじゃないかと、かように考へております。

○湯山勇君 次に姓を変えたか変へないかによつて區別することは、先ほどおつしやつたように、これは余りいい方法ではないといふふうにおつしやつたと思ひますが、そのことをもう一度確認したいと思ひますが、如何でございしますか。(「重大問題ですからよく考へて下さい」と呼ぶ者あり)

○説明員(田辺繁雄君) 氏といふのは稱号でございまして、さういふ稱号を權利の實體に代りしめるといふことについては問題があるかと思ひます。ただ現在の実情を見た場合に、氏といふものは一つの稱号でございまして、それをとらえて一定の生活実態を推測するといふやり方は一つの方法としては考えられるのでございまして、それが結果において現在の社会事情乃至社会觀念に余りにも反するといふことになりまして問題でもございまして、大多數の場合においてそれが実情をとらえて、大部分の場合においてそれが妥当だといふことになりまして、あなたがち不当だとは言ひ切れぬのではないかと、かように考へております。

○湯山勇君 実情の問題は暫くおくといたしまして、さういふやり方は民法の精神から言つても、憲法の精神から言つても、不当であるといふやうに我々は判断するわけですが、局長はさういふふうにはお考えになりませんか。

○説明員(田辺繁雄君) 必ずしも憲法違反といふ、憲法の精神に反するといふところまでは言ひ切れぬのではないかと

これは法律改正の際に、国会において十分御検討になった結果でございます。他、いい案がありますれば、我々もその案に切替えることにあえて躊躇するわけではございませんが、いい案がない場合において、国会の御修正になつたものを更に我々のほうで変えるというには、よほどの根拠が要するんじゃないかと思つておりますので、今直ちにこれがいけないからすぐこうするところまでは行きかねておる状態でございます。

○湯山勇君 言葉尻をとるようですが、いい案があればということをおつしやいます。いい案というものは、こういうことをしようという目標があつて、具体的なものがあつて、こうするためにどうするのがいけないかというので、案を検討するということになると思ふのです。そうすると局長の言われるいい案があればというのは、どうするのためのいい案があればということなんです。

○説明員(田辺繁雄君) この問題は非常にむずかしい問題であらうと思ひますが、やはり役所として検討すると同時に、立法に關係しておられた皆様方におかれても十分御検討をするというふうになつておつたと思ふのでございまして、湯山委員その他の方からかういふふうにしたらどうかという案をお教え頂ければ、我々としても十分検討をいたしたいと思つております。

○湯山勇君 その点はそれやそれだけにいたしまして、恩給法との關係ですが、先ほどのお話にもありましたように、恩給法第八十條の第一項の第三号に「父母又は祖父母婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」というので、扶助

料を受ける資格の条件として挙げられてあります。で、なお同じく恩給法第八十條の第二項には、「屈出ヲ為ササルモ事案上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定庁ハ其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得」という若干緩和された總括的な条件が示されてございまして、この恩給法との關係云々ということをおつしやいましたけれども、これは御指摘になられたように、恩給法は新民法、旧民法入り混れておりまして、これがこうだから必ずしもこちらの援護法のほうをこれに合せなくちやならないことは無いと思ふのです。

そのことは今回の衆議院の改正も同様な意味があると思ひます。従つてこの姓を変えた父母、祖父母に扶助料を渡すということは、恩給法との關係において工合が悪いということは理由にならないと思ふのですが、それはどうですか。

○説明員(田辺繁雄君) その点はちよつと違ふんではないかと思ふのであります。援護法の立法の趣旨からいたしまして、軍人に關する恩給法上の權利が復活するまでの暫定措置という趣旨で立法されたわけではございまして、恩給が復活いたしました以上、軍人に關する恩給法上の權利は恩給法に移行するというのが根本の建前ではなければならぬと思ふのであります。それで先ほど申し上げましたように、昨年の八月一日を以て恩給法が改正になりまして、そこで戦死した軍人をとつてみますると、その人に關する恩給法上の權利はすべて恩給に移行するという建前をとつたわけでありまして、援護法では、内縁の妻のごとき恩給法

で權利の発生せしめられない人に対する既得權を保障するという観点から、それをそのまま今日に持たせておるだけでございまして、従つて恩給法で救えないものを援護法で救うというのには、軍人に關する限りは、私のほうではそういう考えをとらないほうが受当である、若し問題があるならば恩給法自体の中で調整をして行くべきではないかと、こう考へておるわけでありまして。

○湯山勇君 建前は或いはそうであつたかと思ひますが、現に衆議院におきましては、只今示されたような修正をやんとやつておるわけですから、だから恩給法がこうだからこれをどういふふうに変更してはならないということは必ずしも言えないことではないかと思ふのですが……。

○説明員(田辺繁雄君) 法律は政府部内で立案する場合におきましては、立法のやり方体系ということも十分考慮しなければならぬと思ひます。湯山委員のおつしやる通りにいたしますならば、援護法を直して差支えないものならば、恩給法を直しても一向差支えないわけでありまして、父母が結婚した場合に、實際の場合に失権しないような援護法にするということが考えられるならば、恩給法をそう直しても差支えないわけでありまして、やはりそこは立法の体系から考へまして、歩調を合はして行かなければならない、こういうふうに考へております。

○湯山勇君 政府の考へとしては御尤もな御答弁だと思ひますが、これは局長さつきおつしやつたように、恩給法は新民法、旧民法との關係もあるし、又た単にこういう軍人の遺家族だけ

でなくて、一般公務員も含まれておる關係で非常に厄大なものになる。そういう關係上、先ほどのお話では、この衆議院の修正点のようなものは当然恩給法改正によつてやらなければならぬものだと思ふけれども、併し恩給法改正はそういう事情で困難だ、こういうお話だつたので、そういうことを肯定すれば、今のうちに援護法で先ず取りあへず、恩給法改正は非常に複雑で簡単には行かないから、こちらを改正してその不合理な点を直して行くということも又認められていいのじやないかということをお上上げておるわけでは……。

○説明員(田辺繁雄君) それはその通りだと思ひますが、今問題になつております父母が結婚した場合に、氏を変へるか変えないかによつて失権するかしないかという問題は、新民法になつてからの問題でございまして、これは先ほど申し上げました民法改正前と改正後の關係がない問題ではないかと思つております。

○湯山勇君 この問題は又いすれ大臣に來て頂いて、大臣のこの間の予算委員會の御言明の關係もありますから、一つそれとの關係でなお御質問申し上げたいと思ひます。

局長のほうへお尋ねいたしたいのは、一年乃至三年、何条でございまして……三十四條の二項でございまして、これに在職期間經過後一年、厚生大臣の指定する疾病については三年、この一年乃至三年の区分はどういうところでおつけになる御予定でございまして……。

場合には制限をつけないという方針でございまして。家へ歸つてから死亡した場合におきます實際の事情を見ますという、年月が経つほど、軍隊の中におつたときの傷病と関連が薄れて参つておりました、他の要素が非常に入つて来るわけではございまして。實際の判定が非常に困難になつて来るわけでありまして。家へ歸つてからの疾病の治療というものにつきましては、疾病以外のいろいろの要素が入つて参るのではないかと考へるわけでありまして。そういう複雑な事態を的確に我々に判定しろと言つても非常に困難でございまして、而もこれが大部分過去において亡くなられた方々であります。それを今から遡つて判定をするわけでは……。

今から遡つて判定をするわけでは……ないか。大抵の疾病につきまして見ます場合には、結核性疾患以外の病気でございまして、大体一年以内に転歸をとるのではないかと考へまして、一年という制限をつけたわけでは……。

○湯山勇君 それから次にお尋ねいたしたいのは、徴用による軍属ですね。軍属の中に徴用によつて軍属になつた者があると思ふのです。そうしてこれは實際の仕事は軍人と同じ仕事をしておつて、身分だけがそういう身分で死んだ者がたくさんあると思ふのです。が、それらについてはどういふ措置をお考へになつておられるか。

○説明員(田辺繁雄君) 徴用された人は軍属になる場合とならない場合とございまして。民間工場に徴用された方はなつておらないと思ひます。軍に配置された方々は全部有給軍属になつておられると思ひますが、こういつた方々

のうちで、内地勤務の方々につきましては、昔の陸軍及び海軍の共済組合によつて年金及び一時金を支給したのと同じで、戦地の有給軍属につきましても、当時戦争中が付きついておりまして、これは何とか内地の有給軍属と同じように年金又は一時金を支給しなければならぬという事は勿論その必要性を政府において認めており、又その準備もしておいたのであります。これは戦地でありまして関係上、共済組合というものを適用するわけには行かない、新立法を必要とするということ、いろいろやつておるうちに間に合はずに終戦になつた、こういういふことがござります。そこで、軍人恩給に見合う立法をする際に、当然当時終戦前措置すべくして間に合はなかつた制度もこの際作るのが妥当ではないか、内地の者はすでに現実にやつておるわけにござりますので、援護法の中に戦地の有給軍属を取入れたような次第でござります。今回の改正でござりますが、これは非公務でござりますので、よほどの理由がないとなかなかむずかしかつたわけにござります。他の戦争犠牲者との均衡という点から考えまして、まあ広く全部の人に出すということになればこれは問題がござりませんが、これは国家財政との関連をよく考えなければならぬ。その場合において、軍人の場合におきましては、どう考えましても何か措置が必要である。殊に終戦前におきまして軍人にどういふ制度があつたかという事を調べてみますと、実は非公務という場合に転免役賜金という制度があつたのでござります。公務の場合には公務扶助料が出ますが、公務外の傷病によつて死亡した場合にお

きまして転免役賜金という制度があつたわけにござります。これは勅令によつて設けられた制度でござります。そういう制度も復活するということも勿論必要ではないか、恩給にかかる人との恩給にかからない人の間に大きなギャップがあるということも問題でありますので、当時そういうことも考えられて、そういう非公務の方に対する一時金というものがあつたのではないかと考えられるのであります。身分及び勤務の特殊性という事に鑑みてそういう制度があつたのじやないか。こういうことを考えまして、そういう身分及び勤務の特殊性、過去における制度というものを勘案して、この際軍人の非公務について、戦地、内地を問わず一時金を出すということにいたしましたのであります。

○湯山勇君 今回の一時金の対象には今の有給軍属は入つてゐるのでござりますか。

○説明員(田辺繁雄君) これは他の一般官庁における軍属との均衡をも考慮いたしまして、今回の対象からは除外してござります。又軍人の場合におきましては官衛に勤務しておつた軍人は除外する方針でござります。

○湯山勇君 そこに非常に矛盾があると思ふのです。今の軍人という身分の特殊性というものを認めるのであれば、当然官衛とか何とかいう区別は必要である。実際の勤務を対象とするのであれば、当然この有給軍属というもので戦地勤務しておつた者は、同じ勤務をしておつたのだから対象に入らなければならぬ。つまりその区別が非常にこゝろあまいだと思ふのですが、これはどうでしょう。

○説明員(田辺繁雄君) 私のほうでは、いわゆる部隊勤務の軍人に限りたというふうな考へておるわけでありまして、軍人はその身分の設定及びその身分の内容、身分から来るいろいろな制限の内容及び勤務の内容から見まして非常な制限を受けておつたわけでありまして、自分の意思によつてどうこうするということができないという関係、又その勤務の内容も他の文官或いは他の一般の雇用人と違ひまして、非常に極度の制限を受けておつたという特殊性があると考へられるのでござります。勿論他の軍属の中にも、一定の時期、一定の場所をとつてみれば結果から見ますと、そういうものが絶対なかつたとは申せませんが、併し本質におきましてはやはり軍人とそこそこ大きな開きがあるのではないかと考へます。五万円の弔慰金を支給します場合にやはりそこは……、而もその死亡の原因が公務によるものでない、非公務でござりますので、公務によるというその公務に密着した傷病でない者にも出さうという場合におきましては、そういう身分の特殊性及び勤務の特殊性というものを両方十分考慮しなければならぬ、こう考へております。

○湯山勇君 納得したい点は、やはり、戦地へ行つて同じような勤務に従事しておつた。例えば防空壕作りなら防空壕作りをやつておつた。そして一方は有給軍属であるし一方は召集兵である、こういう場合両方とも同じような胸部疾患なら胸部疾患にかかつて、そして、一方はまあ弔慰金ももらえて、一方はもらえない。それじや軍人ならもらえろかという、軍人でも内地勤務をしておつたり、工場の軍

需監理官といつたようなものに行つておつたものはこれはもらえない、その辺の区別というものは極めてあいまいだと思ふのです。まあそれだけ、その実際に戦地勤務しておつた有給軍属があつたかどうかという事は調査しておりませんけれども、これは当然対象にこれだけ拡大されて来れば、その点はどういふお考えでしょう。

○説明員(田辺繁雄君) 先ほど申し上げました通り、私どもは軍人たる身分並びに勤務の特殊性の両方を考えまして、公務の場合においては弔慰金五万円を出すということにいたしましたのであります。私どもの考へでは軍属の場合においては、軍人とそこそこ違ひがあるんではないか、そういうふうに考へまして、軍属の方には今回の非公務の場合におきましては、弔慰金は支給しない、一応いたしたのであります。

○湯山勇君 これは実質的な違いは全くないと思ふのですけれども、その点一応これはどうも際限なさそうにござりますから一応打ち切りまして、又あとでお尋ねいたします。

○有馬英二君 今湯山委員が御質問になつたことを聞きますと、ちよつと思ひ出したのであります。大東亜戦争になる前ですから、今ここに書いてあります「昭和十二年七月七日以後における在職期間」と書いて、「軍属については」と書いてあるのではありませんか、その時分徴用を受けて、そして船に乗つて仕事をした。恐らくその軍の輸送に關係したのじやないかと思ふのですが、それが戦地で発病をして、そして帰つて来て、不具になつたか何

かで働けなくなつた。それをどういふような援護法なら援護法で取扱つてくれないかというやうなことの苦情を聞いたことがあるんですが、死ねばこれは弔慰金の問題でしょうが、そういうことを今でもやはりそうたくさん人間ではないでしようと思ふのですが、そういう人があつても、どれくらいか、それはわかりませんが、そういう人は今でもあるんだと、そして甚だその政府が少しも……、自分たちが徴用を受けて、そして軍の輸送に關係して、国家のためにそういうひどい目にあつておるにかかわらず、何らの援護の措置も受けれないという苦情、そういうことが今でもあつたとして、まあ私はあるだろうと思ふのですけれども……。

○説明員(田辺繁雄君) 援護法では、どこまで援護の対象を限るかということとは非常にむずかしい問題でござります。いろいろ考へられるわけにござります。現在の立法の建前といたしましては、軍人恩給というものがストツプになつた関係上、恩給法上もい得べかりし扶助料等がもらえない人、先ずこれが第一の主眼でござります。もう一つは先ほど申し上げましたように、戦地における有給の軍属、その二つをとつたわけにござります。で、これをまあ大ざかみで申しますと、終戦前に現実にあつた制度、又は当然国としてやるべきであつた制度というものを復活するといふ考へ方をとつたわけにござります。それで支那事変中に、まあ戦争中において戦死をされた軍属ということを一考へて見た場合にどうだろうかと、これは極めて数は僅かであつ

たと思ひます。当時の戦争の様相から見ますと極めて僅かであつたと思ひますが、まあないとは申せないと申すのでありまして、少数ながらあるだろうと思ひますが、そういう問題もあると思ひますが、これは実はこういう問題は、それならばそういうものを取上げるといふ、当時なかつた人たちに、制度として設けなかつたものについて、同様の措置をとるべきではないかという議論になつて来るわけでありまして、いわゆる徴用工に対する年金、学徒に対する年金、その他いろいろ、現在一時金で済んでいる人の問題が出て来ます。そこは当時の社会観念及び制度において、それで差支えないとして済まされておつた方々であるので、そこまで国の手を及ぼすというのでは、今日の財政状態からみて、困難である。そこでまあいろいろ御不満があつても、一応今日の国力から見まして、過去におけるそういう制度を復活するといふところで、一つの線を限るのが止むを得ないのではないかと、こういう考え方で現在の制度ができてゐるわけでございます。勿論それ以外の方々に對して援護する必要があるという考えを私は持つてゐるわけじやございませんが、国のいろいろの財政状態その他のことを勘案いたしまして、一時金といふことで、そういう方々には御辛抱して頂くといふことをお願いしてゐるわけでありまして。

大東亜戦争前であつた、或いは昭和十六年十二月八日より前であつたといふようなことから、それからあとに同じような条件で徴用を受け、国家に奉仕したと、そうしてその公傷上負傷をしたとか、或いは疾病にかつたとかいふても、その線がここに昭和十六年十二月八日といふところで、それより前とあとといふために、国家の扶助を受けない、或いは受けられないといふことに不満があるのではないかと私は思ふのですが、はつきりそういう工合にその大東亜戦争で徴用が引かれて来たのかどうか、お伺いします。

○説明員(田辺繁雄君) その戦地に徴用したものを連れて行くといふのは、支那事変中にはなかつたのではないかと申すのでございますが、船舶運賃金が設立せられたのが昭和十七年の四月一日でございます。それ以前も徴用がなかつたとは思へませんが、大東亜戦争が始まつたから、船員等の徴用が始まつたのではないかと申すのでございますが、まあそれは別といたしまして、この軍需に對するいろいろな年金といふことは、内地の場合におきましても、大東亜戦争以降に限るわけではございませんで、大東亜戦争以前のそういう気の毒な、少数でありまして、とも犠牲者があつた場合の措置は、當時の制度としても実はなかつたのでございまして。一般の社会観念及び国家の制度として、そういう方には一時金という制度で、恐らく済んでおつたのではないと思ひます。これは勿論雇傭人扶助令といふものはございまして、雇傭人扶助令による一時金といふものは出てゐるのでございます。ただ大東亜戦争以後におきましては、内地の場合におきまして、年金を支給するといふ制度はできておりました。それと歩調をとるために先般の援護法によつてこれを取上げたのであります。これは一つ御尤もでございますが、全体としてとりますといふ、現在一時金で済んでゐる方々に対する問題も同様に出て来ると思ひます。徴用工なり、学徒なり、こういう問題をどうするかといふところまで考えまさんと、一つだけ、これだけやつたらいいじやないか、数が少いからといふわけには行かないと思ふのであります。これはいろいろの、立法する際に議論があつたのでございまして、今日の国家の状況からして、国家の財政状態からして、この限度にとどめることは止むを得ないといふ結論になりましたので、立法対象が今日のようになつてゐるわけでは。

○有馬英二君 今度のこの改正を見ますと、前には障害年金としてあつたところが今度は障害年金及び障害一時金と改めるといふことが非常に多く使われております。今局長からの御答弁で私もさつきからお伺いしようと思つていたところが、丁度御答弁の中にあつたから思ひ付いたのですが、その障害一時金にかゝるのとくなくさんまが年金をもらえないで一時金でございまして、もういふやうなことは、ごまかされて言つちや悪いかも知れませんが、そういう工合な状態に置かれるといふことが非常に多くなつたといふ工合に解釈できるのじやないでしょうか。

○説明員(田辺繁雄君) ごまかすといふのは、ございせんので、従来は第六項以上でないといふ年金はもらえなかつたわけでございます。先般恩給法が改正せられて六項以下の方、つまり第一、二、三、四、五、六の六項目に年金又は一時金が支給されるということに恩給法が改正になつたわけでございます。それにならうといふ意味で、或いは若干歩調を合せるといふ意味におきまして、援護法におきましても対象を拡張したわけでございます。つまり従来ならもらえなかつた人に対しては、傷の軽い人に対しても年金又は一時金を支給しようといふことになつたわけでございます。ただその場合でも援護法という性格から見まして、極めて輕微な者につきましてはやはり年金なり一時金なりを支給するといふことを御遠慮願うといふ考え方をとつておりました。或いは第四款及び第五款症は、恩給法のその傷の内容にも書いてあります通り輕度の妨げがある者といふふうに書いてある者は三、四、五、六の四款症、五款症はそこいらから見まして、又そういう規定の中身から見しても、まあいふゆる援護の対象にする必要はないのではないかと。厚生年金も大体そういう考え方をとつております。年金と一時金の支給の分け方をどうするかと申しますと外科的疾患により傷がすつかり固まつてしまつた者は一時金、内科疾患、結核性疾患のような方で治療を要するやうな状態にある人は年金を支給して行こう、こういう考えでございます。これは今回の厚生年金の改正によつて範圍が拡張されるわけでありまして、その場合でも外科的疾患の者に

いては障害手当金、つまり一時金を支給するといふこと、内科的疾患の人に對しては年金を支給する、こういう考え方をとつておきますので、援護という観点からいたしますならば、むしろ厚生年金のやうなやつ方を真似するほうが妥当ではないか。国家補償の精神に基き援護するといふことでございまして、まあ遺族の場合にも若干その恩給の場合と差がついておりました。同じ考え方をするのと同じでございまして、ふうにいたしたのであります。決してごまかすといふ意味ではございせん。

○有馬英二君 外科的疾患は二カ月とか、長くて半年とか、或いは一年とかでそれで治療するといふことから一時年金で済まされる。併しそのあとに障害が起つて手が動かなくなつたとか、或いは足が曲つてしまつたとか、それがために労働の状態が甚だ減ぜられる。そういうと結局労働が非常に少くなるわけですが、そういう人は年金をもらわないで一時金で追いつてしまつたといふことで、あとつともかまつてもいふやうなことが起るわけじやないでしょうか。

○説明員(田辺繁雄君) それはいふゆる事後重症と申しまして、一旦裁定になつて年金なり一時金なりをもらつたあとで、その傷が重くなつた場合には、もう一遍裁定をし直しまして、その重い状態に即応する年金に書換えるという規定がございまして、現実にもそういう事態が起つております。最初障害が軽いと認められて一時金と裁定された人が、あとでいふゆる事後重症と申しますか、なつたために更に年金なり何なりを支給するといふふうになる規定がございまして、お話のやうな

場合にはそれによつて救済されることになつております。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) それじや速記を始めて……。

本案の本日の質疑はこの程度にいたしまして次回に譲りたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) なお、委員の異動を御報告いたします。三月三十一日付で委員湯山勇君が辞任されて、後任に安部キミ子君が選出されました。又四月一日付で竹中勝男君が辞任されまして湯山勇君が選任されました。御報告申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。午後零時三十六分散会

三月三十日本委員会に左の事件を付託された

一、らい予防法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十三日)

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された

一、船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。

目次

第一章 総則(第一条—第十六条ノ二)

第二章 被保険者(第十七条—第二十一条)

第二章ノ二 届出、記録等(第二十一条ノ二—第二十一条ノ六)

第三章 保険給付及福祉施設

第一節 総則(第二十二條—第二十七條ノ三)

第二節 療養ノ給付及傷病手当金(第二十八條—第三十一条ノ三)

第三節 分擔費、出産手当金及育児手当金(第三十二條—第三十三條)

第四節 失業保険金(第三十三條ノ二—第三十三條ノ十四)

第五節 老齡年金(第三十四條—第三十九條)

第六節 障害年金及障害手当金(第四十條—第四十五条ノ三)

第七節 脱退手当金(第四十六條—第四十九條)

第八節 寡婦年金、喪失年金及遺属年金(第四十九條ノ二—第四十九條ノ六)

第九節 遺族年金及葬祭料(第五十條—第五十條ノ八)

第十節 保険給付ノ制限(第五十一條—第五十七條)

第十一節 福祉施設(第五十七條)

条ノ二

第四章 費用ノ負担(第五十八條—第六十二條ノ三)

第五章 審査ノ請求(第六十三條—第六十七條)

第六章 罰則(第六十八條—第七十條)

十條

附則

第一条第一項中「負傷」の下に「分娩」を加える。

第四条第一項を次のように改め、同条第二項中「現在ニ依リ」の下に

「都道府県知事」を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ」の下に「都道府県知事ハ」を加え、「變更」を「改定」に改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬等級 | 標準報酬    |        | 報酬月額                |
|--------|---------|--------|---------------------|
|        | 月額      | 日額     |                     |
| 第一級    | 四、〇〇〇円  | 一三〇円   | 四、五〇〇円未満            |
| 第二級    | 五、〇〇〇円  | 一七〇円   | 四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満   |
| 第三級    | 六、〇〇〇円  | 二〇〇円   | 五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満   |
| 第四級    | 七、〇〇〇円  | 二三〇円   | 六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満   |
| 第五級    | 八、〇〇〇円  | 二七〇円   | 七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満   |
| 第六級    | 九、〇〇〇円  | 三〇〇円   | 八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満   |
| 第七級    | 一〇、〇〇〇円 | 三三〇円   | 九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満  |
| 第八級    | 一一、〇〇〇円 | 四〇〇円   | 一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満 |
| 第九級    | 一二、〇〇〇円 | 四七〇円   | 一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級   | 一六、〇〇〇円 | 五三〇円   | 一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満 |
| 第一一級   | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円   | 一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満 |
| 第一二級   | 二〇、〇〇〇円 | 六七〇円   | 一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満 |
| 第一三級   | 二二、〇〇〇円 | 七三〇円   | 一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満 |
| 第一四級   | 二四、〇〇〇円 | 八〇〇円   | 一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満 |
| 第一五級   | 二六、〇〇〇円 | 八七〇円   | 一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満 |
| 第一六級   | 二八、〇〇〇円 | 九三〇円   | 一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満 |
| 第一七級   | 三〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満 |
| 第一八級   | 三三、〇〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満 |
| 第一九級   | 三六、〇〇〇円 | 一、二〇〇円 | 二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満 |

第四号ノ二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有若クハ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ變動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額トシテ變動スベキ報酬ノ額トシテ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

第五号第一項中「療養費」の下に「家族療養費」を、「傷病手当金」の下に「分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分擔費」を加え、又ハ葬祭料を、葬祭料又ハ家族葬祭料に改め、「二年ヲ経過シタルトキ」の下に「其ノ他ノ保險給付ヲ受クル權利ハ五年ヲ経過シタルトキ」を加える。

第九号第一項中「其ノ使用スル者」を「其ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ関シ」を、船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二規定スル事項以外ノ事項ニ付」に改める。

第十二号第一項中「保險料」を「保險料其ノ他本法ニ依リ徴収金」に改める。

第十五号を次のように改める。

第十五条 国家公務員共済組合法ニ依リ共済組合ノ組合員（以下単ニ組合員ト称ス）タル被保険者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ハ之ヲ為サズ

組合員タル被保険者タリシ者ニ對シテモ前項ト同様トス但シ組合員

タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ハホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再び被保險者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ規定ハ組合員タル被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者以外ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ其ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基ク本法ニ依リ保險給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依リ保險給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺族ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ハ之ヲ為サズ

第十五号ノ二中「前条ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者」を「組合員タル被保險者」に改める。

第十五号ノ三の次に次の一条を加える。

第十五号ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者ト為リタルトキハ其ノ者ニ係リ積立金ニ相当スル金額ヲ船員保險特別會計ヨリ當該組合員ノ所屬スル共済組合ニ移換ス

前項ノ金額ノ計算ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ取得及喪失並ニ被保險者ノ種別（其ノ期間ガ失業保險金ノ受給要件タル被保險者タリシ期間ニ算入セラル被保險者ナルヤ否ヤ及其ノ期間ガ第三十四条第一項第二号ノ規定ニ依リ老齡年金ノ受給要件タル被保險者タリシ期間ニ算入セラル被保險者

ナルヤ否ヤノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ變更ハ都道府県知事ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ届出若ハ第二十一条ノ五ノ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十条第一項中「七年」を「七年六月」に改め、「被保險者タリシ者」の下に「（三十五歳以後ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク）」を加える。

第二十一条第二号中「十五年ニ達シタルトキ」の下に「又ハ三十五歳以後ニ於ケル之等ノ期間ヲ合算シテ十一年三月ニ達シタルトキ」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章ノ二 届出、記録等

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ資格ノ取得及喪失、被保險者ノ種別ノ變更並ニ報酬月額ニ関スル事項ヲ都道府県知事ニ届出ツベシ

第二十一条ノ三 都道府県知事ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依リ確認又ハ第四号第二項ノ規定ニ依リ決定若ハ同条第三項ノ規定ニ依リ改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ通知スベシ

被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依リ通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

都道府県知事ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依リ通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一条ノ四 都道府県知事ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係リ事實ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付テ之ヲ準用ス

第二十一条ノ五 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依リ確認ヲ請求スルコトヲ得

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係リ事實ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第二十一条ノ六 厚生大臣ハ被保險者ノ氏名、被保險者ノ資格ノ取得及喪失ノ年月日、標準報酬其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ

第二十二号第三項但書中「脱退手当金」ヲ「支給受ケタル場合」の下に「又ハ第十五条ノ共済組合ヨリ被保險者タル組合員タリシ期間ヲ基礎トシテ計算セラレタル退職一時金」ヲ支給受ケタル場合」を加える。

第二十三号ノ四第一項中「第三十六号、第三十七号、第四十二号乃至第四十二号ノ三、第四十九号ノ七」を「第四十二号、第四十九号ノ七」に改め、「祖父」の下に「並ニ被保險者

又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第二十三号ノ五を次のように改める。

第二十三号ノ五 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依リモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依リモノトス

一 配偶者

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該當セザル子、父母、孫及祖父

第二十三号ノ二第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ厚生大臣又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二号の次に次の二号を加える。

三 被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタル寡婦（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第五十条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

四 第二号ニ該当スル寡婦ニシテ同号ニ定ムル子ガ第五十条ノ四各号ノ一ニ該当スルニ至リタルコトニ因リ第四十九条ノ五ノ規定ニ依リ寡婦年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタルモ（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第五十条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

第二十四条中「養老年金」を「老齡年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ二 老齡年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、喪失年金及遺児年金ノ金額ニ五十銭未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一円トス

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル喪失ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ

政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条但書中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第二十七条ノ二第一項中「又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金」を削る。

第二十七条ノ三第三項及び第五項を削る。

第三十条第一項に次の但書を加え、同条第二項第三号中「職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）」を「職務外ノ事由」に改める。

但シ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付支給スベキ傷病手当金ハ其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ支給セズ

第三十二条を第三十一条ノ二とし、第三十三条を第三十一条ノ三とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 分擔費、出産手当金及育児手当金

第三十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者分擔シタルトキハ分擔費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当

スル金額ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分擔ノ日以前四十二日、分擔ノ日以後四十二日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間内ニ手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分擔シタル場合ニ於テ其ノ出生児ヲ育テタルトキハ育児手当金トシテ分擔ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間育児期間一月ニ付二百円ヲ支給ス但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トス

第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分擔シタルニ因リ前二条ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分擔シタルトキニ限り之ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依ル保険給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日以前一年間ニ六月以上被保険者タリシ者ナルコトヲ要ス

第三十二条ノ四 都道府県知事ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ助産ノ為病院又ハ助産所ニ收容スルコトヲ得

病院又ハ助産所ニ收容シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シテ支給スベキ分擔費ノ額ハ第三十二条第一項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相当スル金額トス

第三十二条ノ五 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間内傷病手当金又ハ失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三条 被保険者ノ配偶者ガ分擔シタルトキハ被保険者ニ對シテ配偶者分擔費トシテ千円ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ出生児ヲ育テタルトキハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シテ育児手当金ヲ支給ス

第三十二条ノ二ノ規定ハ前項ノ育児手当金ノ支給ニ付之ヲ準用ス

「第二節ノ二 失業保険金」を「第四節 失業保険金」に改める。

第三十三条ノ五第一項中「前条ノ海運局若ハ」を「前条ノ海運局又ハ」に、「出頭シタル日又ハ当該海運局ノ長若ハ当該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及其ノ日ノ後」を「出頭シタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十三条ノ六第一項中「ニシテ且失業ノ認定ヲ受クル為出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内」を削り、同条第二項を次のように改める。

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ前項ニ規定スル期間中ニ傷病手当金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ハ其ノ傷病手当金ノ支給ヲ受クル日ニ付テハ之ヲ為サズ

第三十三条ノ七第一項中「最初ニ出頭シタル」を削る。

第三十三条ノ九第三項中「其ノ収入ノ額」の下に「ヨリ十四円ヲ控除シタル額」を加え、同項第一号中「五円」を「十円」に改める。

第三十三条ノ十三第一項中「以前」を「前に改め、同条第二項中「海運局、公共職業安定所又ハ都道府県庁」を「海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府県知事」に改める。

第三節を第五節とし、同節を次のように改める。

第五節 老齡年金

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ五十五歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ五十五歳ニ達シタルトキハ老齡年金ヲ支給ス

一 十五年以上被保険者タリシ者

二 十五歳未満被保険者タリシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保険者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一月以上ノモノ

イ 母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）

又ハ汽船捕鯊業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

三 十五年未満被保険者タリシ者ニシテ三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一月以上（其ノ中七月六月以上ハ第十八条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ナルコトヲ要ス）ノモノ（前号ニ該当スル者ヲ除ク）

前項各号ノ一ニ該当スル者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ被保険者ノ資格喪失後発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医

者ガ五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於

ヲ受クル權利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給

給フ受クル者」に、同条第四項中「第

る。

ム ト為リタルトキ

四 離縁ニ因リ死亡シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ親族關係ガ終了シタルトキ

第五十條ノ六中「遺族年金ノ支給ヲ受クル者」を「第五十條第二号又ハ第三号ニ該當シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受クル者」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第五十條ノ七中「被保險者タリシ者ノ遺族」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノ」に改める。

「第八節 保險給付ノ制限」を「第十節 保險給付ノ制限」に改める。

第五十一條第二項中「第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條ノ七」を「第四十二條、第四十二條ノ三」に改める。

第五十一條の次に次の一條を加える。

第五十一條ノ二 保險料ヲ徵收スル權利ガ時効ニ因リ消滅シタルトキハ當該保險料ニ係ル被保險者タリシ期間ニ基ク保險給付ハ之ヲ為サズ但シ當該被保險者タリシ期間ニ係ル被保險者ノ資格ノ取得ニ付第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出又ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依ル確認ノ請求アリタル後保險料ヲ徵收スル權利ガ時効ニ因リ消滅シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金」を「療養ノ給付、傷病手当金、分娩費、出産手当金又ハ育児手当金」に改め、同項に次の但書を加え、同項第二号中「矯正院」を「少年院」に改める。

但シ第一号ニ該當スル場合ニ於テハ第二十八條ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者ニ就キ受クル第二十八條第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付ヲ除ク

第五十五條中「傷病手当金」の下に「又ハ失業保險金」を加える。

第五十六條中「傷病手当金」の下に「出産手当金」を加える。

第五十六條ノ二の次に次の二條を加える。

第五十六條ノ三 被扶養者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル疾病又ハ負傷ニ関シテハ家族療養費ノ支給ヲ為サズ

第五十六條ノ四 配偶者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル第三十三條第一項ノ規定ニ依ル配偶者分娩費又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル育児手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十七條中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

「第九節 福祉施設」を「第十一節 福祉施設」に改める。

第五十七條ノ二中「被保險者タリシ者」の下に「被扶養者」を加える。

第五十八條第一項中「傷病手当金、葬祭料」を「療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料」に改める。

第五十九條第四項第一号中「千分ノ二百十四」を「千分ノ百六十一」に、同項第二号中「千分ノ百九十四」を「千分ノ百四十五」に、同項第三号中「千分ノ百」を「千分ノ三十五」に改め、同条中第三項の次に次の一項を加える。

保險料率ハ保險給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及國庫負担ノ額ニ照シ將來ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

第六十條第一項第一号中「二百十四分ノ八十四」を「百六十一分ノ四十九」に、「二百十四分ノ百三十三」を「百六十一分ノ百十二」に、同項第二号中「百九十四分ノ七十四」を「百四十五分ノ四十一」に、「百九十四分ノ百二十」を「百四十五分ノ百四」に改める。

第六十三條第一項中「標準報酬」を「被保險者ノ資格、標準報酬」に改め、同条に次の一項を加える。

被保險者ノ資格又ハ標準報酬ニ關スル処分ガ確定シタルトキハ其ノ処分ニ付テノ不服ハ之ヲ當該処分ニ基ク保險給付ニ關スル処分ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ

第六十九條第一号中「報告」を「届出」に改める。

附則第二項中「被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第六ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ同日以後ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ヲ加ヘタル金額」に改め、同項但書及び附則第三項を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三

| 被保險者タリシ期間 | 月数  |
|-----------|-----|
| 二年以上      | 〇・六 |
| 三年以上      | 〇・九 |
| 四年以上      | 一・二 |
| 五年以上      | 一・五 |
| 六年以上      | 一・八 |
| 七年以上      | 二・一 |
| 八年以上      | 二・五 |
| 九年以上      | 二・九 |
| 一〇年以上     | 三・三 |
| 一年以上      | 三・七 |
| 二年以上      | 四・二 |
| 三年以上      | 四・七 |
| 四年以上      | 五・三 |

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする。

別表第七中「被保險者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間」に改め、同表を別表第六とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第七

| 被保險者タリシ期間 | 月数  |
|-----------|-----|
| 一年未満      | 〇・二 |
| 一年以上      | 〇・四 |
| 二年以上      | 〇・六 |
| 三年以上      | 〇・九 |

| 四年以上  | 一・二 |
|-------|-----|
| 五年以上  | 一・五 |
| 六年以上  | 一・八 |
| 七年以上  | 二・一 |
| 八年以上  | 二・五 |
| 九年以上  | 二・九 |
| 一〇年以上 | 三・三 |
| 一年以上  | 三・七 |
| 二年以上  | 四・二 |

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

（標準報酬等）

第二條 この法律の施行前に被保險者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保險者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三万二千円又は三万四千円である者については、昭和二十九年五月からその標準報酬を改定する。

第三條 この法律の施行前に被保險者であつた者の老齡、廢疾又は死亡に關し、この法律の施行後に保險給付の支給を受ける權利を有するに至つた者に支給する保險給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第四條 昭和二十七年四月一日前及

び同日以後において被保険者であつた者に關し、障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額を計算する場合においては、第二十七條ノ三第一項の規定にかかわらず、同日前の被保険者であつた期間の標準報酬月額額は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

(積立金の移換)

第五條 この法律による改正後の第十五條ノ四の規定は、この法律の施行前に組合員たる被保険者となつた者に關しても、適用する。

(従前の規定に依る報告)

第六條 この法律の施行前に船舶所有者が被保険者の資格の取得に關しこの法律による改正前の第九條第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一條ノ二の規定によつてした届出とみなす。

(従前の例による保険給付)

第七條 この法律の施行の際に遺老年金(この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第三十九條第一項の規定によりその支給を停止されている遺老年金を除く)を受ける権利を有する者に対しては、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者若しくはこの法律の施行の際現に左の各号に掲げる保険給付を受ける権利を有する者又はこれらの者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるこれらの者の遺族又は同順

位若しくは次順位の遺族について、同様とする。

一 職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金

二 寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金

三 この法律による改正前の第三十四條各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者が職務外の事由により死亡したことにによる遺族年金

第八條 前条の規定による保険給付のうち、従前の遺老年金の例によつて支給する保険給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五條及び附則第三條の規定に準じて計算した額とする。但し、その額は、従前の遺老年金の額を下らないものとす。

2 前項の保険給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六條の規定を準用する。この場合において、同条中「老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」とあるのは、「従前ノ遺老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」と読み替へるものとする。

3 第一項の保険給付を受ける権利を有する者には、老齡年金を支給しない。

4 前項の者が、この法律の施行後に被保険者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保険給付を受ける権利を失う。

5 前項の規定により第一項の保険給付を受ける権利を失つた者が、老齡年金を受ける権利を取得した場合においては、その者に支給する老齡年金の額が、同項の保険給付の額に満たないときは、この法律による改正後の第三十五條の規定にかかわらず、その額をその老齡年金の額とする。

(障害年金の額のの特例)

第九條 この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことにによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

2 この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことにによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金の額については、第四十一條第一項第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

(寡婦年金等の額のの特例)

第十條 この法律の施行の際現に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九條ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十八号)附則第二條の改正規定にかかわらず

ず、なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金又は増額金の額を除く)が八千円に満たないときは、これを八千円とする。この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受けた者がこの法律の施行後に死亡したことにより、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有するに至つた者についても、同様とする。

(遺族年金の額のの特例)

第十一條 左の各号に掲げる遺族年金については、その額(加給金の額を除く)が二万一千四百円に満たないときは、これを二万一千四百円とする。

一 この法律による改正前の第三十四條各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務上の事由により第四十二條ノ三第一項の規定による期間内に死亡したことによる遺族年金

三 附則第七條第一項前段に規定する者が従前の遺老年金の例によつて支給する保険給付を受け

る権利を失わないでこの法律の施行後に死亡したことによる遺族年金

2 左の各号に掲げる遺族年金については、その額(加給金の額を除く)が一万円に満たないときは、これを一万円とする。

一 職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことにによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

3 前二項の遺族年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とする。

(老齡年金の受給資格年齢のの特例)

第十二條 この法律による改正後の第三十四條及び第三十八條中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者であつて、左の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ、同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、この法律による改正後の第三十四條第一項第三号の規定に該当する者については、この限りでない。

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 明治四十年五月一日以前に生れた者                   | 五十歳  |
| 明治四十年五月二日から<br>明治四十三年五月一日までの間に生れた者 | 五十一歳 |

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 明治四十三年五月二日から<br>大正二二年五月一日までの間に生れた者 | 五十二歳 |
| 大正二年五月二日から<br>大正五年五月一日までの間に生れた者    | 五十三歳 |
| 大正五年五月二日から<br>大正八年五月一日までの間に生れた者    | 五十四歳 |

2

附則第八条第四項の規定により、従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を失つた者については、この法律による改正後の第三十四条第一項中「五十五歳」とあるのは、前項の規定にかかわらず、「五十歳」と読み替へるものとする。

(寡婦年金等)

第十三条 この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行後に、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病によりその資格喪失後二年以内に死亡した場合においては、その者がその疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日後に死亡したものと

|                               |      |      |
|-------------------------------|------|------|
| 昭和二十九年五月一日から<br>昭和三十三年四月三十日まで | 五十歳  | 五十五歳 |
| 昭和三十三年五月一日から<br>昭和三十七年四月三十日まで | 五十一歳 | 五十六歳 |
| 昭和三十七年五月一日から<br>昭和四十一年四月三十日まで | 五十二歳 | 五十七歳 |
| 昭和四十一年五月一日から<br>昭和四十五年四月三十日まで | 五十三歳 | 五十八歳 |
| 昭和四十五年五月一日から<br>昭和四十九年四月三十日まで | 五十四歳 | 五十九歳 |

昭和二十九年四月十九日印刷

昭和二十九年四月二十日発行

(脱退手当金)

第十五条 この法律の施行前における被保険者であつた期間が三年以上である者で、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、この法律による改正後の第四十七条の規定にかかわらず、この法律の施行前における被保険者であつた期間について従前の例により計算した額に、この法律の施行後における被保険者であつた期間によりその期間の平均標準報酬月額に別表第七に定める月数を乗じて得た額を加えた金額とする。

2

前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、この法律による改正後の第四十六条第一項の脱退手当金を支給する。

(従前の例による保険給付に関する国庫負担)

第十六条 この法律による改正後の第五十八条第一項の規定は、附則第七条の規定によつて従前の例により支給する保険給付(附則第八条第二項の規定による加給金を含む)に要する費用について準用する。

前項の保険給付のうち、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第三十三号)附則第三条の適用を受ける保険給付に関する国庫の負担すべき費用については、なお同条の規定によるものとする。

(未支給給付)

第十七条 養老年金又は寡婦年金、かん夫年金若しくは遺児年金のうち、この法律の施行前の月に係る分及びこの法律の施行前に受給権

が生じた脱退手当金又はこの法律による改正前の第三十六条、第三十七条、第四十二条第二項、第四十二条ノ二、第四十九条ノ七若しくは第五十条ノ六第一号から第三号までの規定による一時金であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(従前の保険料)

第十八条 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(遺族に対する年金制度の統合及び調整)

第二十条 寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の制度は、当分の間存置するものとし、すみやかにこれと遺族年金との統合及び調整が図られなければならない。

(他の法律の一部改正)

第二十一条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二十二条 船員保険法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

第二十三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。

第二十四条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「一般会計からの受入金」の下に、「国家公務員共済組合法による共済組合(以下「共済組合」という。)からの受入金」を、「保険給付費」の下に、「共済組合への移換金」を加える。

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「その者に係る責任準備金」を「その者に係る法第十五条ノ四の規定により計算した積立金」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

第八十二条中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

第九十六条の三 昭和二十九年五月一日前に第十三条第一号から第三号に規定する事由に該当した船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員について第八十二条の規定を適用する場合においては、同条中「老齡年金」とあるのは、「養老年金」と読み替へるものとする。

第二十六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第五十条ノ六第四号」を「第五十条ノ六第一号」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局